

神奈川県民ホールにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

令和2年6月18日 策定

令和2年8月1日 改定

令和2年9月19日 改定

令和2年12月1日 改定

令和2年12月14日 改定

令和3年4月12日 改定

令和3年10月1日 改定

令和4年3月22日 改定

令和4年9月9日 改定

神奈川県民ホール

(指定管理者公益財団法人神奈川芸術文化財団)

主旨

神奈川県民ホール(以下、県民ホール)は、大ホール・小ホール・会議室・ギャラリーの各会場および共有するパブリックスペースにおいて、施設内における活動を行う際のウィルス感染を予防する対策を行います。催事に来場する「お客様」、催事を行うため来館する「主催者」、施設を管理運営する「従事者」など、県民ホールに来館する全ての人を対象となります。

対策の基本方針は、感染を拡大させるリスクが高いと考えられている3つの条件、「①密閉(換気の悪い密閉空間である)、②密集(多くの人々が密集している)、③密接(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)」が発生することを避け、感染回避に取り組むものです。

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として、下記を参考にして定めるものです。

本ガイドラインを施設利用者(主催者)、来館者、各催事に来場するお客様、並びに県民ホールを運営するすべての従事者の安全確保を第一に考え、予防策をとることの必要性を十分ご理解いただくため、併せて、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提案を踏まえ、厚生労働省から公表された「新しい生活様式」の実践例に鑑み、活用していくものとします。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針の変更や事態の状況により、必要に応じて改定を行うものとします。また、緊急事態宣言の発出およびまん延防止等重点措置が実施された場合は、このガイドラインに拠らず発出時の国及び神奈川県の方針に基づき対応を別途定めることがあります。

参考:

公益社団法人全国公立文化施設協会ガイドライン(令和2年5月14日作成、5月25日改定、9月18日改定、**令和3年10月15日改定**)

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/1015covid_19.pdf

公益財団法人日本博物館協会ガイドライン(令和2年5月14日作成、5月25日改定、9月18日改定、**令和3年10月14日改定**)

https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/jam_covid_guideline_20211014.pdf

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/news>

神奈川県 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組(チェックリスト)

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62734/010-1120.pdf>

県民ホールの感染症拡大予防策

県民ホールでは、感染症拡大予防策として次の対応を行います。

感染症拡大予防策に関する周知

- 館内各所に感染症拡大予防策を掲示します。
- 配架しているチラシ等について、手にしたら持ち帰って頂くよう掲示をします。

消毒および清掃

- 館内各所にアルコール手指消毒液を設置します。
- 化粧室に液体せっけんを設置し、手洗いを励行します。
- 手すり、ドアノブなど不特定多数が接触する可能性がある箇所を定期的に清掃・消毒（アルコール等を使用）します。
- 大ホール及び小ホールの座席は、定期的に消毒します。

ソーシャルディスタンスの確保

- エレベーターの定員数を減らし、一定の距離を保てるようにします。
- チケットカウンターや、窓口受付などに、飛沫拡散予防のための防護壁を設置します。
- 館内のソファ及び椅子、テーブルの一部を撤去します。

換気について

- 全館、法令に則り十分な性能を備える空調システムにより、外気導入率を上げ、**各種法令等に定められた**必要換気量を確保します。また、大ホールについては、CO2 濃度を常時監視し、適切な換気を行います。

連絡体制

- 県民ホールに来館したお客様、主催者、従事者において、感染が判明した場合、保健所および当施設の所管課並びに催事の関係者に対し、必要な情報提供を迅速に行います。
- 神奈川県が導入している「LINE コロナお知らせシステム」に登録し、来館者に来館記録の登録を促します。また、各催事的主催者に対しても、同システムへのイベント登録および「**感染対策取組書**」、「**感染防止策チェックリスト**」の掲示を依頼します。

その他

- ブランケット、オペラグラスの貸出を停止します。
- クロークの使用を停止します。
- 冷水器の使用を停止します。
- 茶器の貸出を停止します。**(湯沸かしポットを除く)**

県民ホール従事者の感染症拡大予防策

県民ホール従事者は、感染症拡大予防策として次の事項について遵守します。

- 出勤前の検温等各自体調管理を徹底します。
- 定期的に手洗い・手指の消毒を行います。
- 全員マスクを着用します。
- 食事は個々人で摂り、会話を控えます。
- ソーシャルディスタンスを保ち、打合せ、会議等は換気を十分に行い、3密状態にならないようにします。
- 舞台従事者は、業務上支障がない範囲でこまめに手洗い、手指の消毒を行います。
- 客席案内業務従事者は、マスク着用など催事の状況に応じた対策をとります。
- 感染が疑われる場合、家族・同居者に発症等が認められた場合、濃厚接触者となった場合は、速やかに事業所に報告し、保健所等関係機関の指導に従います。また、必要に応じてPCR検査や抗原検査を実施し、検査結果をふまえて適切な対応を行います。